



2025年度版

水泳三団体 総合補償制度のご案内



本制度は、

(公財)日本水泳連盟・(一社)日本スイミングクラブ協会・(一社)日本マスターズ水泳協会に加盟のクラブの皆様が管理する、プール等のスポーツ施設内外で起きた事故を補償いたします。

加盟クラブの皆様の声を反映し、安心してご加入いただける内容となっております。

加入依頼書到着期限 **2025年3月 7日(金) 必着**

保険料振込期限 **2025年3月14日(金) 着金**

中途加入の場合は、裏面のお問合わせ先までご連絡ください。

* この保険にご加入いただけるのは、(公財)日本水泳連盟加盟のクラブ、(一社)日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ、(一社)日本マスターズ水泳協会加盟のクラブに限りますので、ご確認のうえお申し込みください。

* この保険契約は、(公財)日本水泳連盟を保険契約者とし(公財)日本水泳連盟加盟クラブ、(一社)日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ、(一社)日本マスターズ水泳協会加盟のクラブ等を被保険者とする保険であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本水泳連盟が有します。

公益財団法人 **日本水泳連盟**

一般社団法人 **日本スイミングクラブ協会**

一般社団法人 **日本マスターズ水泳協会**

目次

・水泳三団体総合補償制度の概要	P 2
・ご加入お手続きのご案内	P 3
・2025 年度 改定点・変更点	P 4

保険の内容

①スイミングクラブ保険	P 5
②国内旅行傷害保険	P 8
国内旅行傷害保険契約通知書	P 9
③傷害保険	P 10
④労働災害総合保険	P 11
⑤サイバーリスク保険	P 12

資料編・記載例

・事故報告書 兼 事故証明書	P 14
・事故報告書 兼 事故証明書 (記入例)	P 15
・事故対応の流れ	P 16

水泳三団体総合補償制度のご案内

加盟クラブの皆様へ



公益財団法人 日本水泳連盟

会 長 鈴木 大地



一般社団法人
日本スイミングクラブ協会

会 長 三宅 泉



一般社団法人
日本マスターズ水泳協会

会 長 高橋 繁浩

拝啓

時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

スイミングクラブにおいて発生する事故を広くカバーするために、日本水泳連盟では1999年より「総合補償制度」、日本スイミングクラブ協会では1979年より「スイミングクラブ総合補償制度」を創設し、各制度の普及に努めてまいりました。水泳界の更なる発展と加盟クラブの利便性拡大に向け、日本水泳連盟ならびに日本スイミングクラブ協会と協議を重ね、2020年より両制度を統合し、2022年よりさらに日本マスターズ水泳協会も加わり、「水泳三団体 総合補償制度」となりました。

本制度は、①スイミングクラブ保険（賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険）、②国内旅行傷害保険、③傷害保険、④労働災害総合保険、⑤サイバーリスク保険の5つの保険から構成されており、長年のスイミングに関する保険の取扱実績をもとに、スイミングクラブを取り巻く環境変化にも即した充実した補償内容となっております。

スイミングクラブにおかれましては、施設の保全ならびに指導要領等の策定や徹底に日々務めていただいておりますが、事故が、「いつ」「どんな時に」起こるかを予測することは極めて困難なものと拝察いたします。また、昨今は権利意識の変化によって、国内においても高額な賠償金を請求されるケースが増加しており、水泳三団体の役員一同、深く憂慮しているところでございます。

本制度は、スイミングクラブの特性と水泳三団体のスケールメリットを活かした大変有意義な内容となっておりますので、是非とも多くの加盟クラブの皆様にご活用いただきたく、ご案内方々お願い申し上げます。

敬 具

水泳三団体総合補償制度の概要

保険期間：2025年4月1日午前0時から2026年3月31日午後12時までの1年間
※コーチ傷害のみ2025年4月1日午後4時(新規加入の場合は午前0時)から2026年4月1日午後4時までの1年間となります。
※中途加入も随時受け付けています。(保険料は月割で計算されます。) 詳細は(株)藤田組へお問合わせ下さい。

保険契約者：(公財)日本水泳連盟

加入対象者：(公財)日本水泳連盟／(一社)日本スイミングクラブ協会／(一社)日本マスターズ水泳協会に加盟のクラブ

本制度は、(公財)日本水泳連盟／(一社)日本スイミングクラブ協会／(一社)日本マスターズ水泳協会に加盟のクラブのために開発された専用の団体(包括)契約です。

次の5種類の保険が用意されており、3団体の加盟クラブであればどなたでもご加入いただけます。

※この制度にご加入いただく場合①スイミングクラブ保険は必須加入、②～⑤は任意加入となります。

会員・ビジターの皆さまのために

① スイミングクラブ保険【賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険】…………… P5

▶クラブに責任のある賠償事故や・クラブの事業活動に伴った傷害事故などに備えて

○賠償責任事故が発生した場合：被害者 1名、1事故5億円の大きな補償!
(施設賠償責任保険・対人賠償)

○傷害事故が発生した場合：被害者 死亡・後遺障害、入院、通院時の補償!
(レジャー・サービス施設費用保険)

○クラブへの往復途上のケガも補償します。

※詳細はWebサイト掲載の「重要事項説明書・補償のあらまし(補償内容の詳細)」P.1～3をご確認ください。

② 国内旅行傷害保険…………… P8

▶大会・合宿・レクリエーション等、国内旅行中の不慮の傷害事故に備えて

○事務手続きが簡便! (旅行出発前日までに所定の通知書をFAXするだけ!)

○保険料支払いは月に1度! (1か月分をまとめて翌月20日までにお振込みいただきます。)

※ご利用には事前のご登録が必要となります。

コーチ・従業員の皆さまのために (派遣コーチ、アルバイトを含みます。)

③ 傷害保険 (政府労災加入の有無を問わず加入できます。)…………… P10

▶コーチ・従業員の就業中の傷害事故に備えて

○政府労災等、他の補償制度と関係なくお支払い!

○従業員の入れ替わりも自動で補償! (人数に変更があった場合は、お知らせください。)

④ 労働災害総合保険 (政府労災加入者のみ加入できます。)…………… P11

▶政府労災で給付対象となる被用者の労災事故に備えて

○政府労災の上乗せ補償! (政府労災で給付対象となる場合にかぎり保険金をお支払いします。)

○被用者の入れ替わりも自動で補償!

情報漏えい・サイバー攻撃に備えて

⑤ サイバーリスク保険…………… P12

▶個人情報・法人情報等の漏えい事故等に備えて

○マイナンバーや保険証番号、運転免許証番号の漏えいも対象!

ご加入お手続きのご案内

ご加入の手続きをご説明します。

1 加入依頼書（添付）にご記入のうえ、返信封筒にてご送付ください。

● 加入依頼書使用方法

- 1 枚目 …… 本紙・提出用（連盟・協会用）
- 2 枚目 …… 貴クラブ控
2 枚目は貴クラブに、保管ください。

● 加入依頼書 1 枚目を下記送付先へご送付ください。

加入依頼書送付先

〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町 6-7（住長第二ビル 3 階） 株式会社 藤田組 気付
水泳三団体総合補償制度事務局
電話番号 03-6810-9185

※スイミングクラブ保険の学校等委託事業プラン(Xタイプ)にご加入の場合は、学校等委託事業プラン専用加入依頼書をご提出ください。

2 保険料を、3月14日(金)までに、下記口座へお振り込みください。

なお、加入依頼書をご送付いただきましても、保険料（掛金）納入前に発生した事故につきましては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。（普通保険約款の規定より）

保険料振込先および口座名義

保険料振込先 みずほ銀行 日本橋支店（普通） No.2163834
口座名義 一般社団法人日本スイミングクラブ協会総合補償制度

昨年度より振込依頼書の同封を廃止しております。

加入者証を発行しますが、お手元に届くまで 1～2 か月かかります。それまで、加入依頼書控を保管ください。

3 中途加入もできます。

この保険は、中途加入もできます。

本制度の保険期間は毎年 4 月 1 日から 1 年間ですが、年間どのタイミングからでも中途加入が可能です。加入依頼書の受領および保険料の入金が完了した日の翌日午前 0 時以降より補償開始となります。中途加入の保険料は月割りで計算（Xタイプを除く）されます。詳細は（株）藤田組へお問い合わせください。

TEL : 03-6810-9185

FAX : 03-6810-9186

MAIL : info@fujitagumi.co.jp

2025年度 改定点・変更点

連絡事項・改定点

1. 学校等委託事業プラン(Xプラン)の保険料および補償内容を改定しました

学校の水泳授業におけるプールの利用や指導を民間のスイミングクラブに委託するケースが広がってきたことを背景に、指導上発生する事故に対する賠償責任保険での補償等、保険手配に関するお問い合わせを多くいただいております。22年度より学校等委託事業プラン(Xプラン)を新設いたしました。

プラン新設以降、皆様のご意見やリスク実態調査を基に協議の上、今年度より保険料および補償内容の改定をおこなうこととなりました。詳細はP5をご参照ください。

なお、Xプランへのご加入もしくは学校等委託事業用としてのA～Zタイプへのご加入がなければ、学校の水泳授業中の事故は補償対象外となります。水に慣れていない生徒も多く、重大な賠償事故が発生する可能性もございますので、学校等の水泳授業の委託を新たに開始される場合は、ご検討の程よろしくご願いたします。

2. サイバーリスク保険(オプション)の保険料および補償内容を改定しました

25年1月のサイバーリスク保険の商品改定(規定の分かりやすさ・補償拡充)に準じて、保険料の改定および補償内容の拡充をいたしました。

詳細は裏表紙をご参照ください。

なお、「内部者によるサイバー攻撃不担保特約」が廃止されたことに伴い、A1・B1タイプを廃止いたします。

サイバーリスクは、年々手口が巧妙となり、リスクが増大しております。

クラブ様は多数の個人情報をお持ちでございますので、引き続き積極的にご検討およびご加入いただきますようお願いいたします。

保険のご支援

会員の皆様には、総合補償制度のご案内だけでなく火災保険・自動車保険・役員補償などスイミングクラブ様の運営にかかわるリスクを包括的にサポートさせていただきます。幹事代理店藤田組までお気軽にご相談ください。

特 色

1. 損害賠償に関する補償

2. クラブ会員・ビジターの傷害事故に対する見舞金

3. 施設の被災事故時の対応費用

4. **リニューアル!** 学校等委託事業プラン(Xプラン)の補償内容・保険料

皆様のご意見やリスク実態調査をもとに、生徒1名あたりの保険料を200円から160円に改定いたします。また、対物賠償補償を1事故につき5億円から1億円に変更いたします。

年間保険料と支払限度額

タイプ名			A	B	C	D	F	G	Z	X			
賠償責任保険	施設賠償責任保険	対人*1	支払限度額: 1名・1事故につき 5億円							1名・1事故につき 5億円			
		対物*1	支払限度額: 1事故につき 500万円						1事故につき 5億円	1事故につき 1億円			
	受託者賠償責任保険*1	支払限度額: 1事故・保険期間中 50万円 *貨紙幣と貴金属等についてはそれぞれ 1事故・保険期間中10万円											
レジャー・サービス施設費用保険	補償される費用		支払限度額(被災者1名あたり)								—		
	被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用	死亡見舞費用*2*3	70万円	120万円	220万円	340万円	480万円	340万円	死亡見舞費用支払限度額に所定の保険金支払割合(100%~4%)を乗じた額				
		後遺障害見舞費用*3	死亡見舞費用支払限度額に所定の保険金支払割合(100%~4%)を乗じた額										
	入院見舞費用(*4)	入院期間	31日以上	90,000円	127,000円	202,000円	277,000円	300,000円	277,000円	賠償責任保険のみを補償するタイプです			
			15~30日	72,000円	102,000円	162,000円	222,000円	240,000円	222,000円				
			8~14日	36,000円	51,000円	81,000円	111,000円	120,000円	111,000円				
			4~7日	18,000円	25,000円	40,000円	55,000円	60,000円	55,000円				
			1~3日	9,000円	12,000円	20,000円	27,000円	30,000円	27,000円				
	通院見舞費用(*5)	通院日数	31日以上	30,000円	42,000円	67,000円	93,000円	155,000円	93,000円				
			15~30日	24,000円	34,000円	60,000円	90,000円	150,000円	90,000円				
			8~14日	12,000円	17,000円	28,000円	42,000円	70,000円	42,000円				
			4~7日	6,000円	8,000円	14,000円	21,000円	35,000円	21,000円				
			1~3日	3,000円	4,000円	6,000円	9,000円	15,000円	9,000円				
被災者対応費用		支払限度額: 1事故につき 50万円×被災者数											
災害広告費用		支払限度額: 1事故につき 1,000万円											
年間保険料 (会員1名あたり)			130円	250円	300円	400円	500円	700円	800円	生徒1名あたり 160円			

*1 漏水による損害も補償します。

*2 被災者について同一事故による傷害に対して既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、既に支払った金額を控除した金額を限度とします。

*3 死亡見舞費用は事故の日から180日以内に死亡した場合。後遺障害見舞費用は事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合。

*4 事故の日から180日以内に入院した場合。また、入院期間中、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しての入院見舞費用保険金のお支払はできません。

*5 事故の日から180日を経過した後の通院や入院期間中の通院は、「通院日数」に含めません。また、通院期間中、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しての通院見舞費用保険金のお支払はできません。

【ご注意】

<保険料算出の基礎数字(会員数)について>

スイミングクラブ保険は、**直近の会計年度末の会員数(Xタイプは生徒数)**を保険料算出の基礎数字としています。

会員数(Xタイプは生徒数)を正しく告知いただかなかった場合、保険金が削減払いされる、または、お支払いできないことがあります。

賠償事故（年間保険料と支払限度額はP5参照）

施設や仕事の遂行に起因して第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、被保険者の範囲等についての詳細は、Webサイト掲載の「重要事項説明書・補償のあらまし(補償内容の詳細)」P.1～2をご確認ください。

※実際のお支払いは、事故ごとの状況に基づいて判断させていただきます。

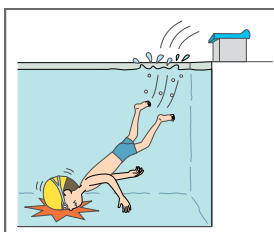
具体的な事故例

想定される主な
被保険者の範囲

1・4：スイミングクラブ

2・3：スイミングクラブとそのスイミングクラブの会員その他の施設の利用者

1 スイミングクラブの施設・設備等の構造上の欠陥や管理不備による事故



・飛込台のネジが緩くなってしまったため、入水に失敗し、前歯を強打した。(対人)

- ・足拭きマットがすべり、踏ん張った際に股関節を痛めた。
- ・プールの水質管理を誤り、下痢や結膜炎になった(対人)

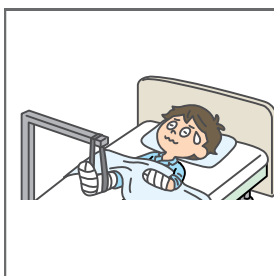
2 スイミングクラブの業務活動(レッスン、クラブ行事など)等での不注意による事故



・コーチが目を離している間に会員がおぼれて入院した。(対人)

- ・先生が投げたボールが会員のメガネに当たってしまい、折損してしまった。(対物)
- ・クラブの管理不足により生徒が他人と接触しケガをさせた。(対人)

3 会員・ビジター個人間の賠償事故



・プールサイドで誤って会員同士がぶつかり、ケガを負わせた。(対人)

- ・施設内で生徒同士がふざけて被害者のゴーグルを引っ張って放した結果、ゴーグルが目にあたり外傷性白内障になった。
- ・遊泳中、会員の手が隣の人の顔にあたり、ゴーグルを破損させた。(対物)

※会員・ビジター間の賠償事故は、日常生活に起因する賠償責任を補償するものではなく、スイミングクラブの業務や管理上の不備等に起因する賠償事故を補償するものです。

4 スイミングクラブが預かった物の保管中の破損・汚損・盗取



・受付で預かった会員の眼鏡を落として破損してしまいました。

- ・受付で預かったハンドバックが盗難にあった。
- ・子供からゲーム機を預かっていたところ、落下させ破損した。
- ・受付で預かった時計を落として破損させてしまった。

※ロッカールーム内および貴重品ロッカーにおける盗難は対象とならない可能性もございます。

傷害事故（支払限度額と保険料はP5参照）

スイミングクラブ（被保険者）の法律上の責任の有無を問わず、スイミングクラブの施設内*1において一定の事故が発生したために、スイミングクラブが事故への対応のために要する費用（会員やビジターへの見舞費用等）を負担したことによる損害を補償します。

*1 傷害見舞費用については、スイミングクラブへの往復途上のケガも補償されます。

※保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等についての詳細は、Web サイト掲載の「重要事項説明書・補償のあらまし（補償内容の詳細）」P.2～3をご確認ください。

具体的な事故例

1 スイミングクラブの事業活動に伴った傷害事故



・プールサイドを走って転んでしまい、会員が通院をした。

- ・ロッカー入り口でつまづき転倒。左肩骨折し、入院。
- ・ジムでトレーニング中に転倒、アキレス腱部分切断により通院。
- ・自宅前で送迎バスより下車した際、対向車にはねられ死亡。

2 スイミングクラブの施設被災に伴う傷害事故

火災、落雷、破裂または爆発、風・雪・水災、施設外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊などでスイミングクラブの施設が被災したことに伴い、会員やビジターがケガをした。

【ご注意】

<賠償事故について>

- 単なる道義上の見地からお支払いする「お見舞金」は、本保険の対象外です。
- 会員個人の故意による事故は補償対象外です。
- スポーツそのものが危険を伴う部分があるため、たとえルールを守ってスポーツを行っていても必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故は、スイミングクラブ側に法律上の賠償責任はないものと考えられ、賠償責任保険の補償対象外となります。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為、医療行為等法令により特定の有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為に起因する損害等は、本保険の対象外です。
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮による事故は補償対象外です。

<傷害事故について>

- 往復途上とは、スイミングクラブ所定の集合・解散場所と施設利用者の住居との通常の経路往復中をいいます。
- 保険金請求者はスイミングクラブ、保険金受取人はスイミングクラブまたはスイミングクラブが指定する者となります。
- 宿泊をともなう行事（サマーキャンプ、スキー教室等）中の事故は対象となりませんので、別途「国内旅行傷害保険」をご手配ください。（P8をご参照ください。）
- 熱中症を被った被災者自身に関して負担した費用は本保険の対象外です。
- プール内で心臓まひや、脳溢血等疾病を被った被災者自身に関して負担した費用は本保険の対象外です。
- 被害者のケガによる通院・入院の日数に応じた定額のお見舞金をお支払いするものであり、治療実費を補償するものではありません。
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガは、補償対象外です。

2 国内旅行傷害保険

大会・合宿・レクリエーション等、国内旅行中の思いがけない不慮の傷害事故に備える保険です。旅行の都度発生する、出発前の面倒なご契約や保険料支払手続きが不要になります。

特 色

1. 簡便な事務手続き

旅行出発前日までに、(株)藤田組まで旅行者の氏名・生年月日・旅行期間(保険期間)を報告いただくだけです。

(次ページの「国内旅行傷害保険契約通知書」を(株)藤田組までFAX送信ください。FAXだけでなくメールでの通知も受け付けております。通知書のデータ形式もご用意しておりますので、ご希望のクラブは(株)藤田組へお問い合わせください。)

2. 月1回の保険料支払い

前月に報告いただいた保険料をまとめてお振込みいただきます。

((株)藤田組より請求書をお送りしますので、翌月20日までに所定の口座にお振込みいただきます。)

保険料と保険金額

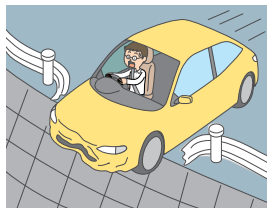
※保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間は「6泊7日まで」となります。

ご加入タイプ	B1	D1	E1	B2	D2	E2	
死亡・後遺障害保険金	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円	
入院保険金(1日につき)	3,000円	5,000円	8,000円	3,000円	5,000円	8,000円	
通院保険金(1日につき)	2,000円	3,000円	4,000円	2,000円	3,000円	4,000円	
天災危険担保特約	×	×	×	○	○	○	
保険期間(1名につき) 保険料	1泊2日まで (日帰りを含みます)	196円	307円	474円	296円	471円	770円
	3泊4日まで	236円	370円	574円	336円	534円	870円
	6泊7日まで	277円	434円	676円	377円	598円	972円

※手術を受けた場合、手術保険金(入院中の手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍)をお支払いします。

具体的な事故例

- 合宿先へ向かう車の転落事故により死傷した。



- 合宿先にて会員が食中毒で入院をした。



【ご注意】

- この保険をご利用されるクラブは、事前にご登録が必要です。
ご希望のコース(加入タイプ)を事前にご選択いただきます。詳しくは(株)藤田組までお問い合わせください。
- 旅行出発後のご連絡は無効となりますのでご注意ください。

国内旅行傷害保険契約通知書

国内旅行傷害保険の「包括契約に関する特約」の規定(証券添付明細書に記載の内容を含みます。)に従い下記の通り通知いたします。
通知者および被保険者は、募集文書または掲載の個人情報の取扱いに同意します。
死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。

・通知日： 年 月 日
・クラブ名(加入者名)： (法人名：)
・連絡先： TEL () FAX ()
・担当名：
・行き先：
・保険期間： 年 月 日から 年 月 日まで 日間

*保険料はご記入いただかなくても結構です。

符号	被保険者名	性別	生年月日	* 保険料
1		男・女	年 月 日	円
2		男・女	年 月 日	円
3		男・女	年 月 日	円
4		男・女	年 月 日	円
5		男・女	年 月 日	円
6		男・女	年 月 日	円
7		男・女	年 月 日	円
8		男・女	年 月 日	円
9		男・女	年 月 日	円
10		男・女	年 月 日	円
11		男・女	年 月 日	円
12		男・女	年 月 日	円
13		男・女	年 月 日	円
14		男・女	年 月 日	円
15		男・女	年 月 日	円
16		男・女	年 月 日	円
17		男・女	年 月 日	円
18		男・女	年 月 日	円
19		男・女	年 月 日	円
20		男・女	年 月 日	円
21		男・女	年 月 日	円
22		男・女	年 月 日	円
23		男・女	年 月 日	円
24		男・女	年 月 日	円
25		男・女	年 月 日	円
☆ 合計人数		人	合計保険料	円

本帳票は加入者連記式帳票です。個人情報をご加入者の目に触れる帳票となりますので、
取扱いにはご注意ください。ご加入者・被保険者の了解を得たうえで使用してください。
☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。詳細は加入依頼書をご確認ください。

代理店
使用欄

契約
タイプ

3

傷害保険（総合生活保険（傷害補償））

コーチ・従業員の就業中・通勤途上の急激かつ偶然な外来の傷害事故に備える保険です。

特 色

1. 就業中の事故に対する補償制度

従業員の方々の業務災害や通勤災害に対する補償制度として活用いただけます。
保険金は、政府労災等の他の補償と関係なくお支払いします。

2. 従業員の入れ替わり手続き不要

従業員の方が退職や入社で入れ替わった場合も、従業員名簿の備え付けがあれば入れ替えのための通知は必要ありません*。また、アルバイト・パートを含めることができます。

* 人数に変更があった場合は、遅滞なくご連絡が必要です。人数が増員になる場合において、故意または重大な過失によって遅滞なくご連絡が無い場合や、人数が増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。人数が増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合、保険契約を解除することがあります。

3. 通院 1 日から保険金をお支払い

死亡の場合や後遺障害が残った場合はもちろん、入院した場合や通院した場合にも保険金をお支払いします。

※保険金請求額が30万円以下の場合、原則診断書は不要です。

年間保険料と保険金額

就業中のみ危険補償特約 準記名式(全員付保) 契約

A2・B2タイプは地震・噴火またはこれらによる津波に起因する身体の障害について補償する「天災危険補償特約」をセットします。

ご加入タイプ	A1	A2	バスを運転される方はこちらのタイプをご選択ください。	
			B1	B2
死亡・後遺障害保険金	200万円		200万円	
入院保険金(1日につき)	1,500円		1,500円	
通院保険金(1日につき)	1,000円		1,000円	
天災危険補償特約	×	○	×	○
年間保険料(1名につき)	2,070円	2,720円	5,510円	6,140円

※手術を受けた場合、手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍)をお支払いします。(傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。)

※年間保険料は、1名あたり保険料×口数×人数となります。5口が限度となります。

※正規従業員は全員加入いただけます。(パート・アルバイトを含めることができます。)

4 労働災害総合保険（法定外補償保険）

被用者（コーチ・従業員）の業務中、通勤途上における事故への備えとなる保険です。政府労災保険の加入者が対象であり、政府労災保険で給付対象となる場合にかぎり保険金をお支払いします。

特 色

1. 政府労災保険の上乗せ補償制度（被用者の福利厚生のために）

被用者の方の福利厚生に役立ち、労使間の安定や優秀な人材の採用・定着率向上に寄与します。

2. 安定した経営のために

この保険では、被用者が被った労働事故につき、被保険者（加入クラブ）がその被用者またはその遺族に対して政府労災の上乗せとして支給する補償金を保険金として加入クラブにお支払いします。

3. 被用者の入れ替わり手続き不要

補償対象となる被用者は無記名でご契約ができ、被用者の入れ替わりの都度の通知は不要です。

年間保険料と保険金額

A2・B2・C2タイプは地震・噴火またはこれらによる津波に起因する身体の障害について補償する「地震危険担保特約」*をセットします。

* 休業補償保険金は対象外となります。

ご加入タイプ	A1	B1	C1	A2	B2	C2
死 亡	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
後遺障害 1級	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
後遺障害 2級	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
後遺障害 3級	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
後遺障害 4級	400万円	800万円	1,200万円	400万円	800万円	1,200万円
後遺障害 5級	350万円	700万円	1,050万円	350万円	700万円	1,050万円
後遺障害 6級	300万円	600万円	900万円	300万円	600万円	900万円
後遺障害 7級	250万円	500万円	750万円	250万円	500万円	750万円
後遺障害 8級	200万円	400万円	600万円	200万円	400万円	600万円
後遺障害 9級	150万円	300万円	450万円	150万円	300万円	450万円
後遺障害10級	100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円
後遺障害11級	50万円	100万円	150万円	50万円	100万円	150万円
後遺障害12級	30万円	60万円	90万円	30万円	60万円	90万円
後遺障害13級	20万円	40万円	60万円	20万円	40万円	60万円
後遺障害14級	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円
休 業*1(一日あたり)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
地震危険担保特約*2	×	×	×	○	○	○
年間保険料(被用者1名につき)	2,100円	3,030円	3,980円	2,780円	4,510円	5,780円

※ 業務上災害と通勤災害の保険金額は同額となります。

*1 労災事故により休業し、賃金を受けない日の第4日目以降がお支払いの対象となります。

*2 地震危険担保特約の支払限度額(保険期間中)は、1被保険者(1クラブ)あたり5,000万円となります。

〈例〉平均被用者数20名で、C1タイプにご加入された場合

年間保険料 = 3,980円 × 20名 = 79,600円

この保険は、政府労災保険の上乗せ保険ですので、政府労災の申請人数で、ご加入ください。

なお、正規従業員以外の派遣コーチ、アルバイトを含むか、含まないかについて加入依頼書に○をつけてください。

含む場合……政府労災「労働保険概算・確定保険料申告書」上の「常時使用労働者数」でご加入ください。

含まない場合……政府労災「確定保険料・一般拠出算定基礎資金集計表」の「〔各月の合計欄人数を合算した人数〕-〔各月の臨時労働者欄人数を合算した人数〕÷12の人数(小数点以下四捨五入)」でご加入ください。

保険金請求時には、政府労災保険加入事業主控並びに、政府労災保険への保険給付請求書類一式のコピーなどをご提出いただけます。

- 【ご注意】
- ご加入時に対象となる平均被用者数をご申告ください。被用者名を記名していただく必要はありません。
 - 保険料はご加入時に確定させるため、保険期間終了後の保険料の差額の精算を行いません。なお、ご申告いただいた平均被用者数が、把握可能な最近の会計年度の実績数字に不足していた場合は、保険金を削減することになりますのでご注意ください。

5 サイバーリスク保険

補償の対象となる方（被保険者）

- ① 貴社（記名被保険者）
- ② 貴社の役員または使用人
（①の業務に関する場合に限りです。）

個人情報や法人情報等が漏えいしたこと、またはそのおそれが生じたこと等により被保険者が負担する損害を補償します。

特 色

1. 賠償責任補償

被保険者が法律上負担する損害賠償金や争訟費用等による損害を賠償します。

具体的な事故例

従業員が会員の顧客情報が入ったパソコンを紛失してしまった。



従業員がスイミングクラブのパソコンに不正アクセスし、個人情報を流出させた。



従業員が会員の名簿を不正に持ち出し、他のスイミングクラブへ会員の顧客情報を流出させた。



2. 事故対応費用

サイバー事故に起因して生じた各種費用を補償します。

具体的な支払例

サイバー攻撃による社内システムの不具合の原因再調査費用



サイバー事故による法律相談やコールセンターの措置費用



ご提供するサービスの全体像

サイバーリスク保険では、「事前のあんしん」と「事後のあんしん」トータルでご提供いたします。

▼ 事前（平時）

平常時には、**事故発生リスク低減**のためのサイバーリスクに関わる情報・ツールおよび簡易リスク診断サービス等を提供。

- 情報・ツール提供(*1)
- サイバーリスク・モニタリングサービス(*)
- ベンチマークレポートサービス

(*1)ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

▼ 事後（有事）

事故発生時には、**迅速な事態収拾**のための支援サービスおよび費用等の補償を提供。

- 緊急時ホットラインサービス
- サイバーリスク保険
損害賠償補償
情報漏えい見舞費用補償
サイバー攻撃対応費用補償
コンピュータシステム復旧費用補償
再発防止費用補償
利益損失・営業継続費用補償 等

東京海上日動
によるご提供

専門事業者
によるご提供
（※ご紹介サービス）

- セキュリティコンサルティング
- ログ診断
脆弱性診断 等

- 調査・応急対応
- 広報支援・コールセンター設置
- 弁護士相談 等

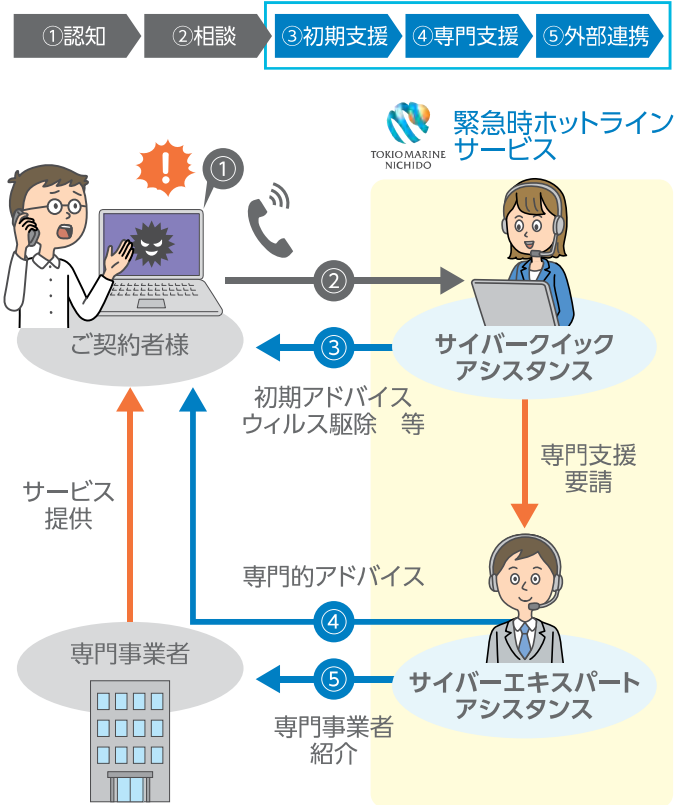
※サービスの詳細につきましては引受保険会社にお問い合わせください。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルを、専用窓口(フリーダイヤル)に直接ご相談いただけるサービスです。

▶ 本サービスの特長

24時間365日対応 (年中無休)	24時間365日年中無休でサービスをご利用いただけます。
初期支援から専門支援まで幅広く対応	日常の些細なセキュリティトラブルから、重大トラブルまで幅広いご相談に対応が可能です。

具体的なサービスフロー



■ サイバーquickアシスタンスの提供

ウィルス感染やネット接続不具合など、日常の事業活動におけるトラブルに対して初期の支援をご提供します。

■ 主なサービス内容

初期支援

初期アドバイス、ウィルス駆除やセキュリティ診断、駆付けサポート(※)

※駆付けサポートは、ご提供条件に合致する場合があります。

■ サイバーエキスパートアシスタンスの提供

サイバー攻撃や情報漏えいなど、高度な専門性を要する重大トラブルに対して専門的な支援をご提供します。

■ 主なサービス内容

専門支援

専門的アドバイス、専門事業者(フォレンジック事業者、弁護士、コールセンター事業者等)の紹介

年間保険料と支払限度額・免責金額

加入タイプ	A1	B1	A2	B2	
補償の種類・支払限度額			第三者への損害賠償に関する補償 1請求/保険期間中5,000万円 (損害賠償金の免責金額 (自己負担額)は1請求20万円)	第三者への損害賠償に関する補償 1請求/保険期間中1億円 (損害賠償金の免責金額 (自己負担額)は1請求20万円)	
売上高			サイバーセキュリティ事故対応費用 1事故/保険期間中500万円	サイバーセキュリティ事故対応費用 1事故/保険期間中1,000万円	
年間保険料	A1タイプは廃止になりました。 B1タイプは廃止になりました。		5,000万円以下	17,170円	17,680円
			1億円以下	29,720円	37,230円
			1.5億円以下	46,870円	52,380円
			2億円以下	61,690円	69,870円
			2.5億円以下	64,350円	73,100円
			3億円以下	73,720円	83,960円
			4億円以下	79,580円	91,060円
5億円以下	93,210円	107,420円			

※1 サイバーセキュリティ事故対応費用については、費用の種類によって、費用固有の支払限度額や縮小支払割合が設定されるものがあります。詳細は、後記のWebサイト掲載の「重要事項説明書・補償のあらまし(補償内容の詳細)」P.9~11をご確認ください。

※2 前年売上高を申告してください。過少申告があった場合は保険金を削減して支払います。

※3 売上高5億円超の保険料は取扱代理店(株)藤田組にお問い合わせください。

※4 情報漏えいまたはそのおそれについて事故歴がある場合はご加入いただけません。個別に取扱代理店(株)藤田組にお問い合わせください。

水泳三団体 総合補償制度 事故報告書 兼 事故証明書

株式会社 藤田組 御中 (FAX 03-6810-9186) 東京海上日動火災保険株式会社 御中
事故発生後、藤田組宛にFAX連絡願います。

保険事故について、次のとおり通知いたします。

また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者(以下「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

1. 貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、または、これらの者から提供を受けることがあること。

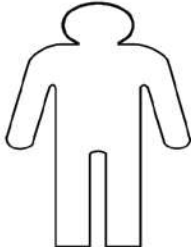
契約者名(クラブ名) _____

契約者所在地 _____

事故連絡者氏名 _____

TEL・FAX TEL - - FAX - -

メールアドレス _____

事故発生日時		年 月 日 (午前・午後) 時 分頃	…代理店使用欄…	
保険種類		傷害事故 ・ 賠償事故	SC連絡日	
事故発生場所		() 加盟クラブ施設内(駐車場等を含む) () 上記以外(具体的に記入ください：)		
被害の対象	身体損害	フリガナ 受傷者氏名： _____	会員 ・ その他(どちらかに○をつけてください) 年齢()才 (男性・女性)	
		(受傷者が未成年の場合には親権者名も記入願います)		
		親権者氏名： _____		
		住所 _____		
	財物損害	フリガナ 加害者氏名： _____	年齢()才 (男性・女性)	請求書送付日
		被害物： _____	損害額(見込み)： _____	請求書提出日
		住所 _____		
		連絡先 電話番号 _____		証券番号
事故発生状況		学校等委託事業中 ・ それ以外	クラブ管理番号	
			担当者	
傷病名				
事故発生状況 図		必要に応じ、事故現場の写真も数枚お撮り下さい。		
		受傷部位	メモ	
				
上記事故は、当クラブの管理下において発生したものであることを証明いたします。				
年 月 日		加盟クラブ名： _____		
		事故報告者氏名： _____	㊞	

水泳三団体 総合補償制度 事故報告書 兼 事故証明書

記入例

株式会社 藤田組 御中(FAX 03-6810-9186)東京海上日動火災保険株式会社 御中
事故発生後、藤田組宛にFAX連絡願います。

保険事故について、次のとおり通知いたします。

また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者(以下「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

1. 貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、または、これらの者から提供を受けることがあること。

契約者名(クラブ名) ***クラブ

契約者所在地 **区**町1-2-3-4

事故連絡者氏名 ** **

T E L ・ F A X TEL ***-***-*** FAX ***-***-***

メールアドレス *****@*****

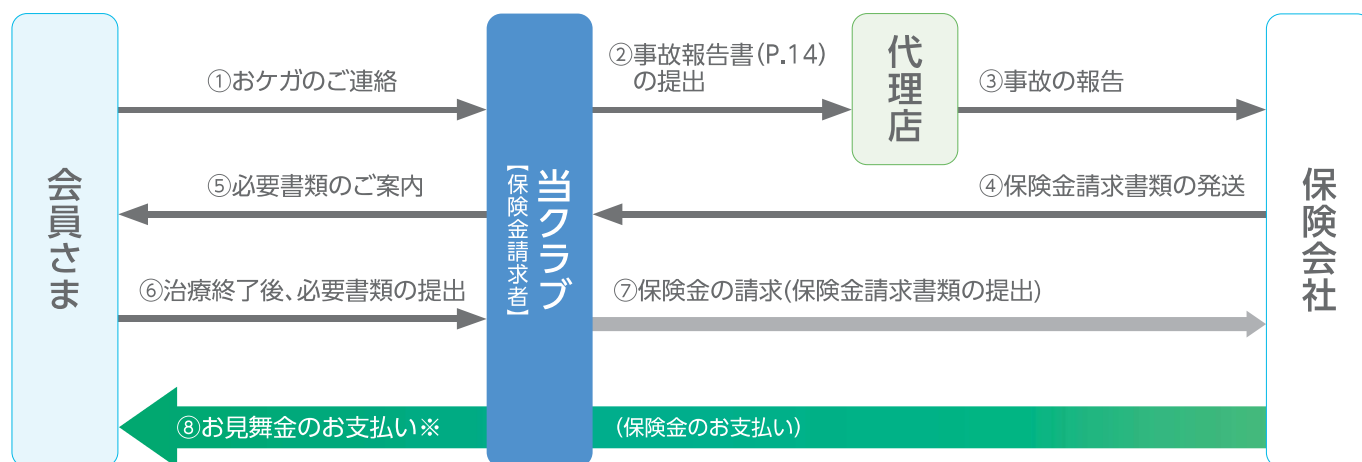
事故発生日時		×× 年 ×× 月 ×× 日 (午前・午後) ×× 時 ×× 分頃	…代理店使用欄…	
保険種類		(傷害事故)・賠償事故	SC連絡日	
事故発生場所		()加盟クラブ施設内(駐車場等を含む) (○)上記以外(具体的に記入ください)： ×××プール)		
被害の 対象	受 傷 者	フリガナ スイエイ ハナコ 受傷者氏名： 水泳 花子	請求書送付日	
		会員 ・ その他 (どちらかに○をつけてください) 年齢(××)才 (男性 ・ 女性)		
		<small>(受傷者が未成年の場合には親権者名も記入願います)</small> 親権者氏名： 水泳 太郎	請求書提出日	
	財 物 損 害	〒 ××× - ××××		
		住所 東京都千代田区三番町×-×		
		連絡先 電話番号 03 - ×××× - ××××		証券番号
事故発生状況		学校等委託事業中 ・ (それ以外)	クラブ管理番号	
水泳のレッスン中、水泳花子ちゃんがプールサイドを走り、転倒した。 膝の打撲で全治1週間程度。				
傷病名			担当者	
事故発生状況 図		必要に応じ、事故現場の写真も数枚お撮り下さい。		
		受傷部位	メモ	
上記事故は、当クラブの管理下において発生したものであることを証明いたします。				
×× 年 ×× 月 ×× 日		加盟クラブ名： ***クラブ		
		事故報告者氏名： 水泳 次郎	(印)	

※事故報告者の捺印が必要です。

事故対応の流れ

この度のおケガにつきましては、心よりお見舞い申し上げます。
この資料は、会員さまが、本制度を利用する場合についてのご案内です。
以下の内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いします。

1 おケガされて、当クラブからお見舞金をお支払いするまでの流れ



※お見舞金は当クラブより会員さまへお支払いするものですが、原則として保険会社より会員さまのお口座に直接お振込みします。



1. 本補償制度は、治療費の実費をお支払いするものではありません。また、診断書料、交通費についても、お支払いの対象とはなりません。
2. 保険金請求権者は当クラブとなります。

2 ご用意いただく書類について

以下の書類のうち、○印のついている書類をご用意ください。(下表の『ご説明』を必ずご覧ください。)

書類名称 (正式書類名称)	ご請求額 30万円超	ご請求額 30万円以下	ご説明
保険金請求書	—	—	★当クラブにて記入します。 会員さまにお渡しする入院通院申告書の裏面が保険金請求書となります。 当クラブにて記入のうえ、ご提出いただいた書類とあわせて、保険会社へ提出します。
入院通院申告書	○	○	★会員さまにてご用意ください。 ・おケガの内容、お見舞金振込口座等についてご記入ください。 保険金ご請求額(=入院通院日額×入院通院日数)が30万円以下の場合、診断書の代わりにご利用いただく書類です。 ・「お見舞金振込口座」欄に、お振込先の口座をご記入ください。
診察券コピー または 領収証コピー	○	○	★会員さまにてご用意ください。 医療機関名がわかる診察券または領収書のコピー(1枚で可)をご提出ください。 ※入院・通院申告書にご記入いただければ、提出は不要です。
同意書	○	○	★会員さまにてご用意ください。 保険会社から医療機関へ、治療内容の確認をする際に必要となります。おケガされた方がご自身でご署名・ご捺印ください。 ただし、おケガされた方が未成年者の場合には、親権者の方がご署名・ご捺印ください。
診断書	△	×	★会員さまにてご用意ください。 保険金ご請求額が30万円を超える場合に、必要に応じて、保険会社よりご案内がありますので、ご用意ください。 なお、診断書料は保険金のお支払対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。 ※他の保険会社等にご提出される診断書がお手元にある場合は、そのコピーを代用できる場合があります。

3 補償内容について

補償対象者

会員さま、ビジターさま ※当クラブ管理下中のおケガが対象です。

補償内容

<1> お支払する保険金について

当クラブ管理下中におケガをされた場合で、かつ、当クラブの定める見舞金規定にしたがい、お見舞金をお支払いする場合に、保険会社を通じて、以下の保険金が支払われます。

保険金の種類	保険金をお支払する主な場合
①死亡見舞費用保険金	受傷者が傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に死亡した場合の見舞費用をお支払します。
②後遺障害見舞費用保険金	受傷者に傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合の見舞費用をお支払します。
③入院見舞費用保険金	受傷者が傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に入院（自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合の見舞費用をお支払します。
④通院見舞費用保険金	受傷者が傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した場合の見舞費用をお支払します。

1日あたりの入院・通院見舞費用保険金額、死亡・後遺障害見舞費用保険金額については、当クラブまでご照会ください。

(注)お支払対象期間、限度日数については、以下<2><3>をご確認ください。

<2> 入院・通院保険金のお支払要件

次の2つの要件を満たした場合、見舞費用保険金のお支払対象となります。

① 医師の治療を受けることが必要です。

- ・医師とは「医師法にいう医師」をいいます。
- ・捻挫・打撲・脱臼・骨折の場合にかぎり接骨院や整骨院で柔道整復師の治療（施術）をうけた場合も、見舞費用保険金のお支払対象となります。
- ・マッサージ・指圧・はり・きゅうについては、医師の指示にもとづきながら行われた施術であれば、見舞費用保険金のお支払対象となります。

② おケガにより実際に医師の治療を受けられた日数に応じて定額でお支払いいたします。

- ・入院見舞費用保険金をお支払いするべき期間中の通院に対して、通院見舞費用保険金はお支払いできません。

③ おケガをされた日からその日を含めて180 日以内の入院・通院についてお支払いします。

<3> 必要書類のご提出時期について

おケガの治療が終了、または治療中であってもお支払対象期間（おケガの日を含め 180 日）・お支払限度日数（入院・通院ともに 180 日）* を超過しましたら、クラブさまに必要書類をご提出ください。

*お支払限度日数が設定されているのは国内旅行傷害保険、労働災害総合保険に限ります。

サイバーリスク保険 商品改定のご案内

サーバーリスク保険について、2025年1月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。主な改定点は以下のとおりとなりますので、募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

1 一部の費用固有の縮小支払割合の廃止

次の費用に設けていた縮小支払割合を廃止します。これにより、公表等の措置の有無にかかわらずお支払限度額まで保険金のお支払いが可能となりました。

●サイバー攻撃対応費用 ●原因・被害範囲調査費用 ●相談費用

2 相談費用・緊急対応費用における弁護士相談費用の明確化

事故の発生の有無にかかわらず発生する弁護士費用については従来より補償対象外としていますが、定期的に報酬が支払われる弁護士に対して定期的に支払われる報酬が補償対象外となり、事故対応に際して追加が必要となる費用は補償対象となることを明確にしました。

3 保険料の改定

上記の改定に伴い、保険料を改定いたします。

4 戦争等危険不担保特約条項の新設

戦争等危険不担保特約条項を新設し、すべてのご契約に自動付帯します。これにより、サイバー空間における国家間の戦争行為が補償対象外となります。

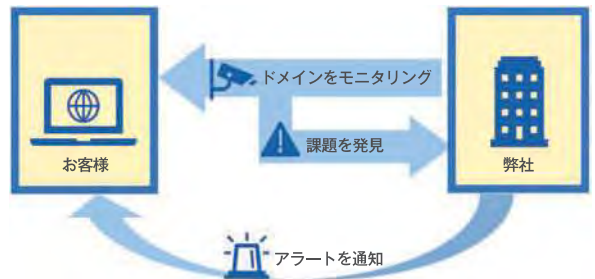
5 「サイバーリスク・モニタリングサービス」の新設

サーバーリスク保険のご契約者または記名被保険者限定でご利用いただける「サイバーリスク・モニタリングサービス」を新設します。^(*)

本サービスでは、お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、お客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報を提供します。

(*)本サービスのご利用にあたっては、「Tokio Cyber Port」上で会員登録のうえお申込みが必要です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。



重要事項説明書・補償のあらまし(補償内容の詳細)

●重要事項説明書・補償のあらましには、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認くださいことが重要です。

●重要事項説明書・補償のあらましの内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。(重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

URL https://www.fujitagumi.co.jp/swimming/pdf/hoken_2025_aramashi.pdf

●重要事項説明書・補償のあらましの書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。



問い合わせ先(相談・意見・連絡窓口)

●取扱代理店

株式会社藤田組

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 6-7 (住長第二ビル 3階)

TEL: 03-6810-9185 FAX: 03-6810-9186 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 (担当室) 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4

TEL: 03-3515-4133 FAX: 03-3515-4132 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動の公式サイト (www.tokiomarine-nichido.co.jp) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

●ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店までご照会ください。

※国内旅行傷害保険に関しては、旅行出発前に加入者証が届かない場合、取扱代理店までご照会ください。